

201512 柏原市福祉指導監査課

共同生活援助事業の概要及び人員、設備に関する基準等

1 共同生活援助事業の概要等について

(1) 共同生活援助事業の概要

地域で共同生活を営むのに支障のない方に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄、食事の介助のほか、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

市町村から障害福祉サービス等受給者証の交付を受け、共同生活援助が支給決定されている障害者は、指定障害福祉サービス事業である共同生活援助事業所を利用していただくことができます。体験的な利用についても、共同生活援助（体験利用）の支給決定を受けていれば、利用いただくことができます。

なお、障害福祉サービスの事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。（指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」を参照してください。）

(2) 事業の区分・サービスの提供形態

一般型、地域移行型ホーム、経過的居宅介護利用型の事業区分がありますが、現在新設事業としては、一般型のみ実施が可能となっています。

サービスの提供形態については、介護サービス包括型と外部サービス利用型の 2 形態があります。

①介護サービス包括型

日常生活上の援助及び介護サービスについて、事業所の従業者が行う形態

②外部サービス利用型

日常生活上の世話を事業所の従業者が行い、介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託し、当該居宅介護事業所の従業者が行う形態

※外部サービス利用型で委託できる介護サービスは身体介護を伴う居宅介護のみです。

(3) サテライト型住居について

本体住居を拠点に、民間アパートの一室などを使って一人暮らしに近い「サテライト型住居」を設置することが可能となっています。

サテライト型住居は本体住居につき、2 か所まで（本体住居の定員が 4 人以下の場合は 1 か所まで）設置することができます。

サテライト型住居設置の要件については、「2 人員及び設備に関する基準について」を参照してください。

(4) 事業計画について

障害福祉サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

事前協議を行う前に必ず次の掲げる運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、サービスの開設をご検討ください。

①大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（平 24. 11. 1 大阪府条例第 107 号）

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

（平 18. 12. 6 障発第 1206001 号）

2 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

| 職種 | 資格要件 | 配置基準 |
|-----------|-----------------|---|
| 管理者 | なし | <ul style="list-style-type: none"> 原則専らその職務に従事する常勤の者 1名 |
| サービス管理責任者 | 実務経験及び研修の受講（※1） | <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、利用者の数の区分に応じて以下のとおり配置すること <p>(利用者の数が 30 以下の場合) 1 以上</p> <p>(利用者の数が 31 以上の場合) 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 または、その端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> |
| 世話人 | なし | <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上 |
| 生活支援員（※2） | なし | <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、常勤換算方法で以下に掲げる数の合計数以上 <p>(区分 3 に該当する利用者) 利用者の数を 9 で除した数</p> <p>(区分 4 に該当する利用者) 利用者の数を 6 で除した数</p> <p>(区分 5 に該当する利用者) 利用者の数を 4 で除した数</p> <p>(区分 6 に該当する利用者) 利用者の数を 2.5 で除した数</p> |

※1 サービス管理責任者の資格要件については、「サービス管理責任者の資格要件」（5 ページ～6 ページ）を参照してください。

※2 介護サービス包括型の場合は、生活支援員の配置が必要となります。外部サービス利用型の場合は、外部の居宅介護等の事業所の従業者へ委託する形態となりますので、生活支援員を配置する必要はありません。

なお、介護サービス包括型で配置すべき生活支援員について、事業者が業務の管理及び指揮命令を行うことが可能であれば、業務の一部または全部について委託することが可能です。ただし、この場合も配置基準を満たす必要があります。

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）に達していることをいいます。

(2) 設備に関する基準

| 設備 | | 内容 |
|----------------------|---|---|
| 共同生活援助事業所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できる地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。 ・1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の定員の合計は4人以上となること。 |
| 共同生活住居 | | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。 ・1つの共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とすること。 ・共同生活住居内の各設備は、利用者の障害の特性に応じたものとする。 ・1以上のユニットを設けること。 |
| ユニット | | <ul style="list-style-type: none"> ・居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により構成される生活単位をいう。 ・入居定員は、2人以上10人以下とすること。 ・ユニットごとに原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものであるが、利用者に対して適切なサービスの提供に支障がない場合はこの限りではない。 |
| ユニットに必要な設備 | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ・1居室の定員は原則1名とすること。 ・収納設備を除き、内法で7.43㎡以上とすること。 ・廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されていること。 ・利用者の障害の特性に応じたものとする。 |
| | 居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを有すること。 ・利用者の特性に応じたものであること。 |
| | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること。 |
| | 浴室 | |
| | 台所 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に配慮した設備とすること。(保存食の保存設備を有することが望ましい。) |
| 消火設備その他非常災害に際して必要な設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防法その他の関係法令等に規定された設備を設置すること。 | |
| 【サテライト型住居】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本体住居につき、2か所まで(本体住居の定員が4人以下の場合は1か所まで)設置することができる。 ・本体住居から利用者が通常の交通手段を利用した際に、概ね20分以内で移動できる距離であること。 ・本体住居にサテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器を備える等密接な連携を確保すること。 ・入居定員は原則1名とすること。 ・日常生活を営む上で必要な設備を有していること。 ・居室の床面積は、収納設備を除き、内法で7.43㎡以上とすること。 |

(3) その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。

- ② 緊急時、非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。
- ③ 建物の位置や用途等により、都市計画法等の手続きが必要となる場合があります。柏原市都市計画課にて、市街化区域か市街化調整区域の判断や用途地域に関する内容の確認を行ってください。なお、内容によっては大阪府の開発許可担当課の手続きが必要となる場合があります。
※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式3「開発許可担当課との協議事項」に記載してください。
- ④ 既存建物を活用する場合は、当該建物の用途等により、建築基準法等の手続きが必要となる場合があります。大阪府の建築確認担当課（大阪府審査指導課確認・検査グループ TEL06-6210-9724）にて、用途変更の必要性の有無などについて確認を行ってください。
※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式3「建築確認担当課との協議事項」に記載してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。
- ⑤ 事業運営にあたり、消防設備・避難設備等の設置改修等が必要となる場合があります。消防設備・避難設備等について柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部予防課（TEL 072-958-9928）と協議調整を事前協議までに必ず行ってください。
※確認した内容は、事前協議用添付書類の協議様式4「消防本部との協議事項」に記載してください。なお、新築・改修される建物については、申請前には消防本部の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があり、申請時に提出する「防火対象物使用開始届」においては消防本部の【受付印】と【検査済印】の押印がなければ、申請受付ができません。また、手続きは、申請までに完了させる必要があります。
- ⑥ 便所等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置することが望ましいです。
- ⑦ 設備等に関する使用権原を確保すること。土地、建物等については、短期入所事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限りです。

サービス管理責任者の資格要件

実務経験

| 業務の範囲 | 業務内容 | 具体的内容 | 実務経験年数 | |
|----------------------------------|---|---|--|----------------------|
| 障害者の保健、医療、福祉、就労、福祉の分野における支援業務 | ① 相談支援業務 | 施設等において相談支援業務に従事する者 | ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、市町村障害者生活支援事業の従業者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者 ウ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所の従業者 | 5年以上 かつ 900日以上 |
| | | 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 | エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 | |
| | | 特別支援教育における進路相談、教育相談の業務に従事する者 | オ 盲学校・聾学校・養護学校の従業者 | |
| | | 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 | カ 保険医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者並びに国家資格者等（※1）を有している者、アからオに掲げる従業者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。） | |
| | | (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 | | |
| | (2) 居宅介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者 | | | |
| | (3) 国家資格等を有する者（※1） | | | |
| | (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 | | | |
| | その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | キ その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者 | | |
| | ② 直接支援業務 | 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 | ア 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床の従業者 イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従事者 | |
| 障害者雇用事業所において就労支援の業務に従事する者 | | エ 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社）、重度障害者多数雇用事業所の従業者 | | |
| 特別支援学校等における職業教育の業務に従事する者 | | オ 特別支援学校、特別支援学級の従業者 | | |
| その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | | カ その他これらの者に準すると都道府県知事が認めた者 | | |
| 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 | | ②ア～カに同じ | | |
| ③ 有資格者等 | (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 | | 5年以上 かつ 900日以上 | |
| | (2) 居宅介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者 | | | |
| | (3) 児童指導員任用資格者 | | | |
| | (4) 保育士 | | | |
| | 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格（※1）による業務に5年以上従事している者 | ①ア～キ、②ア～カに同じ | | 3年以上 かつ 540日以上 |

※1 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

- 注1 サービス管理責任者になるためには、原則前述の実務経験のほか、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修」の受講が必要である。ただし、実務経験の要件を満たしていれば、事業開始後1年以内に「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。（受講誓約書が必要）「サービス管理責任者研修」については、障害福祉サービスによって、受講分野が異なるため、当該サービスに関する分野の研修を受講する必要がある。（※2）
なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年以内に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年以内に残りの障害福祉サービスの研修を修了しておくことよい。
- 注2 やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合、事由発生後1年間は、実務経験の要件を満たしていれば、サービス管理責任者の研修の実務経験の要件を満たしていれば、事業開始後1年以内に「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・終了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。（受講誓約書の添付が必要）
- 注3 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者は、平成18年度以降、平成24年3月末までに「相談支援従事者初任者研修」を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものとみなす。
- 注4 いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、①公的な補助金又は委託により運営されていること ②業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること ③所属長等による実務経験の証明が可能であること の全てを満たすことができる場合に限り、実務経験に含めることができる。
- 注5 経験年数を満たす者を配置することが困難な場合は、資格要件弾力化特区の適用申請も可能。
- ※2 「サービス管理責任者研修」の各サービスの受講分野は以下のとおり。
（1）療養介護、生活介護・・・介護
（2）自立訓練（機能訓練）・・・地域生活（身体）
（3）自立訓練（生活訓練）、共同生活援助・・・地域生活（知的・精神）
（4）就労移行支援、就労継続支援・・・就労